

# 令和4年度さっぽろ花と緑のネットワーク推進支援事業委託業務 提案説明書

## 1 本書の目的

本書は、本市が実施する「令和4年度さっぽろ花と緑のネットワーク推進支援事業委託業務」の契約候補者を選定する公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務名

令和4年度さっぽろ花と緑のネットワーク推進支援事業委託業務

## 3 業務概要

### (1) 目的及び概要

本業務は、市民参加の促進や活動主体間のネットワーク化を目的に掲げた「札幌市花と緑のボランティア活動促進要綱」に基づき、「さっぽろ花と緑のネットワーク事務局」を設置、運営し、相互交流できるイベントの開催や活動に役立つ情報の発信などの支援を行うことで、知識向上やスキルアップへとつなげ、花と緑のまちづくり活動の一層の推進を図るものである。

### (2) 業務規模

15,037,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

### (3) 履行期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

## 4 業務内容

別紙仕様書のとおり

## 5 参加資格

以下の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「公園街路樹等管理業」に登録されている者であること。
- (2) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 札幌市内に本店又は支店等の拠点を有していること。
- (6) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

## 6 参加手続きに関する事項

### (1) 参加に係る書類の入手先

提案説明書、仕様書、提出書類等について、令和 3 年 12 月 27 日（月）から、下記本市ウェブサイトにて公開する。

HP アドレス：<http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/nyuusatsu/keiyakujouhou/index.html>

### (2) 日程

ア 公募開始	令和 3 年 1 月 27 日（月）
イ 質問受付期限	令和 4 年 1 月 19 日（水）
ウ 参加意向申出書等の提出期限	令和 4 年 1 月 19 日（水）
エ 企画提案書等の提出期限	令和 4 年 1 月 26 日（水）
オ 一次審査	令和 4 年 2 月 2 日（水）
カ 二次審査	令和 4 年 2 月 10 日（木）
キ 契約候補者の発表	令和 4 年 2 月 18 日（金） 予定
ク 契約締結	令和 4 年 3 月中旬

### (3) 提出書類

以下ア～ウは 1 部、エ～キは 10 部（正本 1 部、副本 9 部）提出すること。

ア 企画競争参加意向申出書	（A4 版、1 枚、様式 1）
イ 企画提案者概要	（A4 版、片面印刷、1 枚、様式 2）
ウ 企画提案書等の提出について	（A4 版、1 枚、様式 3）
エ 類似業務等実績一覧	（A4 版、片面印刷、必要枚数、様式 4）
オ 業務体制の概要及び工程表	（A4 版、片面印刷、3 枚以内、様式 5）
カ 企画提案書	（A4 版、片面印刷、6 枚以内、自由様式）
キ 見積書	（A4 版、片面印刷、必要枚数、自由様式）

- ※ ア～カの書類作成にあたっては、10.5ポイント以上の文字サイズにすること。
- ※ オの工程表は、別紙仕様書「業務内容」の全事項に関する実施スケジュールを記載すること。
- ※ キは、上記3(2)の経費の範囲内で積算し、積算根拠がわかるよう内訳書を添付すること。なお、本積算額は評価対象とはしない。また、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

(4) 提出期限

- ・参加意向申出書等（上記（3）ア及びイ） **令和4年1月19日（水）【必着】**
- ・企画提案書等（上記（3）ウ～キ） **令和4年1月26日（水）【必着】**
- ※ 申出の無い者からの企画提案は受け付けません。
- ※ 土、日曜日及び祝日を除く毎日、8時45分から17時15分まで。

(5) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参により提出すること（電子メール不可）

イ 提出先

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階  
札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課都市緑化係 鈴木、土田  
電話：011-211-2522 FAX：011-211-2523  
電子メールアドレス：midori-suishin-toshi@city.sapporo.jp

(6) 企画提案にあたっての留意点

ア 企画項目は以下のとおり。

- ① 広報手法（仕様書（2）ウ参照）
- ② まちづくり体験実習運営業務（仕様書（3）参照）
- ③ 講習会・イベント等（仕様書（5）参照）

イ 企画提案は、最も効果的な内容や構成、手段等になるよう配慮することし、具体的内容や例示を盛り込むこと。

ウ 提出できる企画提案は、1者につき1案までとする。

(7) 質問の受付及び回答

ア 質問受付

令和3年12月27日（月）から令和4年1月19日（水）の期間中、郵送、持参、FAX又は電子メールのいずれかにより、「質問書（様式6）」を受け付ける。電

子メールで送付する場合、件名は「花と緑のネットワーク企画提案に関する質問」とすること。提出先は上記(5)イに同じ。

#### イ 回答

質問に対する回答は、本市ウェブサイト（上記(1)参照）に掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者にのみ回答する。なお、受付期限までに到着しなかった質問に対しては、原則回答しない。

#### (8) 参考資料の閲覧

企画提案書や工程表、見積書等の作成にあたって、上記(5)イの場所にて、「令和2年度及び令和3年度さっぽろ花と緑のネットワーク推進支援事業委託業務 報告書」を閲覧することができる。なお、閲覧したい場合は、電話にて申し出ること。

### 7 企画提案の審査

企画提案は、本市職員と外部委員からなる「さっぽろ花と緑のネットワーク推進支援事業委託業務に係る企画競争実施委員会」（以下、「実施委員会」という。）において審査する。審査にあたっては、企画提案者による、企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施することとし、実施委員会の各委員が別紙契約候補者選定指針に基づき評価し、最も優れた企画提案者を本業務の契約候補者として選定する。

#### (1) 一次（書類）審査

提出書類により一次審査を行う。

ア 日程：令和4年2月2日（水）

イ 一次審査通過の企画提案者は5者程度とする。

ウ 企画提案者が5者以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、企画提案者全員に別途連絡する。なお、企画提案者が1者の場合、二次審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

#### (2) 二次（ヒアリング）審査

一次審査を通過した企画提案者を対象として、ヒアリング（企画提案者によるプレゼンテーションを含む。）により二次審査を行う。

ア 日程：令和4年2月10日（木）

イ 会場：札幌市建設局みどりの推進部 大会議室

ウ プレゼンテーション及びヒアリングは、個別に、企画提案書の提出順に行う。

- エ 15分間のプレゼンテーションを行い、続いて10分間程度のヒアリングを行う。
- オ 企画提案者1者あたりの出席人数は、最大3名までとする。
- カ プレゼンテーションは企画提案書を使用して行う。

- ・パワーポイントを利用してもよいが、使用するデータについては、二次審査の前日までにデータにて本市に提出すること。また、プロジェクター及びスクリーンは本市にて用意するが、パソコンは企画提案者が用意すること。
- ・内容は、企画提案書の内容の範囲内とし、新たな提案であると判断する部分については、原則評価の対象から除くものとする。

### (3) 選定結果の通知方法

- ア 一次審査結果は、確定後速やかに電話、FAX、電子メール等にて通知するほか、別途文書により通知する。
- イ 二次審査結果は、令和4年2月18日(金)(予定)に文書により通知するほか、本市ウェブサイト(上記6(1)参照)に公表する。

### (4) 結果に対する質問方法

上記6(7)の方法により行うこと。回答は個別に行う。

## 8 契約候補者との協議及び契約

上記7により選定した契約候補者と調達契約に係る詳細について協議のうえ、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他の関係規定に基づき、特定者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、契約候補者との協議が不調に終わった場合や、下記9(4)の事項に該当する場合は、実施委員会において次点とされた企画提案者と交渉する場合がある。

## 9 その他留意事項

### (1) 提出書類、著作権等に関する事項

- ア 提出書類は返却しない。また、提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- イ 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- ウ 本市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用(必要な改変を含む。)することに許諾するものとする。この場合は、予め企画提案者に通知するものとする。

- エ 企画案が採用となった場合、本件企画競争のために作成したすべての提出書類に係る著作権等は、本市に帰属するものとする。
- オ 審査の結果、最も優秀と判断された企画を提出した事業者を選定するが、実際の委託業務の内容については、提案した企画の内容を基本に、詳細は本市と受託者の協議により決定する。
- カ 企画提案者は、本市に対し、企画提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- キ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- ク 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 費用の負担

企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

(3) 書類提出の遅延

天災等の不測の事態により、文書等の到達が遅延する恐れがある場合は、事前に本市へ連絡し、指示を受けること。

(4) 失格要件

以下のいずれかに該当するときは、本件企画競争における提案書類を受け付けず、若しくは評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

エ 企画提案者及びその関係者が、選考結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき

オ その他、実施委員会が不適切と判断したとき